

### 3 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和6年3月21日（木） 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和6年3月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>はじめに、この3月17日に教育委員に就任されました伊藤委員は本日が最初の会議となりますので、一言、御挨拶をいただきたいと思っております。</p>
<p>伊 藤 委 員</p>	<p>皆さん初めまして、私、周南市の久米にありますが、社会福祉法人共楽園という所からまいりました。一法人二施設を持っておりまして、幼保施設と幼保連携型認定こども園を運営しております。私は現在理事長兼こども園の園長として勤務しております。このたび、3月17日にこのような重責を拝命いたしまして身の引き締まる思いでございます。何十年も児童に対する教育の一旦は担っていたものの、今後は何らかの山口県の教育の一助になればと考えております。皆様いろいろなことを教えていただきまして、何かのお役に立てればと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしく申し上げます。それでは、本日の署名委員の指名を行います。和泉委員、藤田委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、報告事項2は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、報告事項2については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思っております。議案第3号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第3号「山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の制定について」御説明いたします。資料①の2ページからが議案となります。3ページから51ページまでは、規程本体及び様式等を、裏とじて綴っており、52ページから54ページまで参考資料を載せています。この参考資料に沿って説明をいたしますので52ペー</p>

	<p>ジを御覧ください。</p> <p>1の制定の趣旨です。公文書の適正な管理、歴史資料として重要な文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにすること等を目的として、山口県公文書等管理条例が制定され、令和6年4月1日から施行されることとなっています。この条例では、各実施機関、これには県教委も含まれますが、公文書の管理に関する規程を定めることとなっており、県教委の業務内容等も考慮して、この規程を制定したところでございます。</p> <p>2の規程の内容です。(1)の基本方針についてですが、この規程は、条例の趣旨を踏まえ、資料にお示ししております、三つの方針に基づいて制定しております。①は、公文書管理指針を参酌した内容であること。②は、条例及び条例施行規則により委任された項目を定めること。③は、現行の教育委員会事務局公文書取扱規程の中の必要な事項についても定めることとしています。</p> <p>53ページを御覧ください。当規程は全53条の条項そして、附則、別表及び様式で構成されておりますが、項目と条項、内容については「(2)規程の構成」にお示ししているとおりでございます。</p> <p>54ページを御覧ください。(3)の規程の概要です。規程の中で、従前と異なる取扱いとなっている事項について、概要として整理しております。①の文書の管理体制については、適正な文書管理を確保するため、新たに、教育委員会の文書管理事務を総括する総括文書管理者、総括文書管理者を補佐する副総括文書管理者、また、文書管理の実施責任者として所属ごとに文書管理者を定めることとしています。②の本庁以外の所属の扱いについては、現行の規程と同様、本庁以外の所属の公文書の取扱いについても、本庁の例によることとしています。③の保存期間の設定については、現行の保存期間が、永年保存を含め30年以上のものを、すべて30年の設定としております。また、1年未満という保存期間を定め、これに該当する文書を規定しております。④の保存文書の取扱いについては、条例により、保存期間が満了した簿冊は、文書館の長の意見を聴いたうえで知事に移管し、又は保管、廃棄することとされており、これらに必要な公文書の取扱いに関する事項を定めています。</p> <p>最後に、3の施行日については、公文書管理条例と同じ、令和6年4月1日を予定しております。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第3号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>例えば、教育委員会会議の資料についても最大30年間保管など保存期間があつたりするのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>保存期間の定めは、先ほどの資料の中で定めておまして、教育委員会会議の資料というような具体的な定めはされておませんが、その中に条例だとか規程であるとか、それぞれそれに基づいて年数が決められています。全部が30年保存というわけではありません。</p>

教 育 長	議案第 3 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 3 号を承認いたします。 続いて議案第 4 号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。
学校運営・施設整備室次長	議案第 4 号「山口県文書館規則の一部を改正する規則の制定について」お諮りいたします。関連資料は 5 5 ページから 5 8 ページまでとなっておりますが、5 8 ページの参考資料により御説明いたします。 まず改正の趣旨についてです。令和 6 年 4 月 1 日に施行される山口県公文書等管理条例第 3 2 条の規定により、山口県知事から文書館長に特定歴史公文書に関する事務が委任されることから、標記規則について所要の改正を行うものです。 次に改正の内容についてです。第 4 条に定めております、文書館利用者の遵守事項に、特定歴史公文書に係る取扱を追加することとし、表にありますように、第 1 項の対象に特定歴史公文書を追加するものです。 なお、この規則の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日、山口県公文書等管理条例の施行日と同日としています。以上、御審議のほどお願いいたします。
教 育 長	ただいま、学校運営・施設整備室から議案第 4 号について説明がありました。意見、質問はありますか。  議案第 4 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 4 号を承認いたします。 続いて議案第 5 号について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	議案第 5 号「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」お諮りいたします。関連の資料は、5 9 ページから 6 4 ページまでとなっておりますが、6 4 ページの参考資料により御説明いたします。 改正の理由は、(1) のとおり今年度末をもって在籍者がいなくなる小野田高校定時制課程及び厚狭高校定時制課程の廃止、(2) のとおり今年度末をもって在籍者がいなくなる山口南総合支援学校産業科及び宇部総合支援学校産業科の廃止に伴う所要の改正を行うものです。改正規則の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日としております。御審議のほど、よろしく申し上げます。
教 育 長	ただいま、高校教育課から議案第 5 号について説明がありました。意見、質問はありますか。

全 委 員	議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。
教 育 長	承 認 議案第5号を承認いたします。 続いて議案第6号について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	資料66ページをお開きください。「山口県教職員人材育成基本方針の改定について」御説明いたします。山口県教職員人材育成基本方針につきましては、12月の教育委員会会議で素案をお示しし、御協議いただいたところです。その後、大学や小中高の校長、市町教育委員会からも意見をお聴きしながら検討を進めてまいりました。本日は、とりまとめました最終案についてお諮りいたします。67ページから本体を載せております。また、66ページの1、2、3については、前回12月の教育委員会会議でも御説明しましたので、説明を省略させていただくこととし、ここでは、素案からの変更について御説明いたします。大きな変更点は3点ございます。1点目については、70ページを御覧ください。70ページの下にあります管理職に求められる姿の枠内の文言についてですが、素案の協議の際にいただきました御意見をもとに、「人間的な魅力や」という言葉を追加しました。2点目は、隣の71ページの基本方針の図についてですが、より分かりやすいものに変更しております。3点目は、74ページを御覧ください。研修、人事においてステージごとに求められる姿について記載しておりますが、75ページに示しております管理職のステージでは、管理職自らの学びについては「自らについて」、教職員の学びに対する指導助言については「教職員に対して」と分けて記載するように変更しました。その他のページについては、内容は変更しておらず、レイアウトや文言の修正等を行っております。 最後に、「山口県教職員人材育成基本方針」の活用についてですが、教職員研修等の人材育成の取組、また教員採用試験等での教員確保の取組において、活用を進めてまいります。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いたします。
教 育 長	ただいま、教職員課から議案第6号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
小 崎 委 員	しっかりと作っていただいているので、より身近に、分かりやすくなるのではないのかなと思っています。これはもう変更ができないかも知れませんが、75ページの管理職のところの一番下にある、「上記のような取組を」というのは、これはこの管理職に対しての上記のようなということでしょうか。
教 職 員 課 長	そうです。この管理職がこういった取組を行っていくためには、学校が、協働できる体制をとるところです。
小 崎 委 員	この文言ってとても大事、本当に基礎的な、基本的なことだと思うので、できればもう少し目立つように、例えば上の方にもっていく

	<p>とか、このコミュニケーションの良好な職場づくりがあってこそその育成だと思うので、できればいいのでもう少し目立つような形がよいと思いました。</p>
教職員課長	<p>御意見ありがとうございます。ここの部分は我々としてもどういう形で入れるかというのは迷ったところでありますので、また御意見を参考に少し目立たせる形にしたいと思います。</p>
教育長	<p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認</p>
教育長	<p>議案第6号を承認いたします。 続いて議案第7号について、引き続き教職員課から説明をお願いします。</p>
教職員課長	<p>議題第7号「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】の策定について」御説明いたします。資料78ページを御覧ください。第3期プランにつきましては、1月の教育委員会会議で素案をお示しし、御協議いただいたところであり、その後、各市町教育委員会や県立学校長からも意見をお聴きしながら検討を進めてまいりました。本日は、最終案をとりまとめましたので、プラン策定についてお諮りいたします。</p> <p>まず、素案からの2点の変更について、御説明いたします。79ページに、第3期プランの概要をお示ししていますので、御覧ください。1点目は、期間の変更についてです。素案では、期間を令和6年4月から令和9年3月までとしておりましたが、「山口県教育振興基本計画」の終期に合わせることとし、終期を令和10年3月に変更しております。2点目は、「柱3 勤務体制等の改善」の取組⑦「教員業務支援員の配置」についてです。素案では、新たな取組を「県立学校への配置」とお示ししておりましたが、配置の対象とする校種がわかるよう修正し、「県立高校等への配置」に変更しております。</p> <p>本体の方は議案第7号別冊資料として案を掲載しております。以上の内容で、「山口県 働き方改革加速化プラン【第3期】」を策定したいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま、教職員課から議案第7号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和泉委員	<p>前回から修正が加えられたということで、より働きやすい環境がこれからどんどん整っていくかなということを期待しているところです。ただ、こうした取組が進むと、働きやすくなるんでしょうけれども、働きがいも併せて、意欲が向上するようなところ、先ほどの人材育成の方針でもありましたが、働きやすさを追求するのと、一方で、働きがいのあるような、先生方が元気になるような、内的モチベーションを高めるような方向で、組織一体となってチームで取り組んでいくということで進めていただければなと思っております。いろいろ</p>

	<p>る環境がよくなって、現場の先生方のモチベーションも上がって、それを見るような大学生が教員になる、なりたいと思うような学校現場をつくっていただければなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教職員課長	<p>この働き方改革加速化プランにつきましては、教員が楽になるために、ということではなくて、教員ではないとできない業務に向き合うために、つまりしっかり子どもと向き合う時間を生み出すための働き方改革ということですので、これを進めることで自分本来の授業の準備であるとか、子どもたちの相談にのるとか、そういったことができる、それが働きがいであったり、モチベーションの向上というところに繋がっていくものと考えております。</p>
木 阪 委 員	<p>柱3の教員業務支援員の配置の件なんですけれども、もう一度具体的に補足解説をしていただいてもよろしいでしょうか。</p>
教職員課長	<p>教員業務支援員につきましては、教員のいわゆる事務的な作業、プリントの印刷であるとか、コロナの頃であれば消毒作業であるとか、そういったことを担う方ということで、教員免許状は必要ございません。全ての学校にという訳にはいきませんので、小中も今年度であれば110校に配置するということです。来年度につきましてはこれまで配置していなかった県立高校等にも配置をして、授業のプリントを作ったり、行事の準備を手伝ったりということで、これも先生方がしっかり授業準備に時間が割けるようにということでそういったことを担っていただく方ということでございます。</p>
教 育 長	<p>別冊の26ページに書いてありますので、御覧ください。</p>
教 育 長	<p>議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第7号を承認いたします。 続いて議案第8号について、地域連携教育推進課から説明をお願いします。</p>
地域連携教育推進課長	<p>議案第8号「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画」についてお諮りします。資料①の80ページを御覧ください。 本計画の最終案につきましては、2月の教育委員会会議で御協議いただき、2月定例県議会の文教警察委員会において、報告を行ったところでございます。本日は、概要版を資料①の81ページ、計画本文を別冊資料でお示ししております。概要版、計画本文ともに、記載内容に変更はございません。本日の御審議で御承認をいただいた後には、計画及び先月の会議で御報告したパブリック・コメントの実施結果をホームページを通じて公表することとしております。また、本計画の冊子を作成し、市町教委や学校、関係機関等に配布するとともに、児童生徒用のチラシを作成し、6月末を目途に私立を含めた小中</p>

	学校と高校、特別支援学校の全ての児童生徒に配付し、広く周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいま、地域連携教育推進課から議案第8号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
小 崎 委 員	文教警察委員会でも審議されたということですが、そこではどういった意見、質問がでたのでしょうか。
地域連携教育推進課長	特段大きな御意見というのはありませんでした。
小 崎 委 員	この案のとおりで大丈夫ですということになったのでしょうか。
地域連携教育推進課長	2点ほど御質問がありました。1点目は、本計画のパブリック・コメントにおいて主にどのような意見がでたのか。2点目は、乳幼児期間の読書活動応援事業について、乳幼児を対象としている理由と目的、また、絵本の配達便の取組内容についての御質問がありました。
小 崎 委 員	私たちは見せていただいたのですが、パブリック・コメントは、文教警察委員会では見せていないのですか。
地域連携教育推進課長	はい。
小 崎 委 員	とても中身の濃い計画だと思います。前回も言ったのですが、唯一幼稚園とか保育園に対して読書応援事業の予算が付いているので、そういったところにもしっかり予算を活かしていただいてより良いイベント、より良い事業ができるようにしていただきたいと思っています。
地域連携教育推進課長	ありがとうございます。乳幼児に対する来年度の新規事業を含めて、まずは乳幼児期における子どもたちの読書習慣というものの定着に向けて、この事業が一つの一助になればと考えています。またこれから先もいろいろな形で読書習慣の定着に向けた取組を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。
和 泉 委 員	そういった計画をまとめていただいて、小中高等学校の児童生徒さんがそういう読書に親しむ機会が増えたなと思っております。それで少し気になるのが、別冊資料の33ページなんですけれども、⑦から⑨にある公立図書館と連携している公立の小中高の割合が全国平均と比べると低いように見えます。中高がかなり低いような気がするのですが、これは今後何か対策等できるかなと思いますがいかがでしょうか。
地域連携教育推進課長	各市町の図書館と学校との連携については、設置者の市町教委が中心となって行いますので、県としましてもその辺の連携が進むように促していきたいと考えています。

和 泉 委 員	それぞれの図書館の蔵書数も種類も限られているので、連携等していただくと、より子どもたちのためになると思います。全国平均と比べることではないですが、より読書しやすい環境が整っていればなと思っています。よろしくお願いいたします。
藤 田 委 員	別冊資料の9ページを見て少し感じたのですが、公立高等学校の全校読書の取組であるとか、読書ボランティアと連携している学校の割合が、小中と比べて極端に数値が低いですがそれはなぜなのでしょう。読書は小中の児童生徒だけではなくて、大人になってからも大切なことだと思います。高等学校の方も、読書環境の充実について、山口県として力を入れていただいて、ここの数字が上がると思います。社会に出る前にも大学に行く前にも読書は大切です。子どもときは読書の環境が整っていたら読むと思いますが、だんだん読まなくなってしまうかもしれませんので、高等学校の時代も大事だと思いますのでそちらの方も力を入れていただけたらと思います。
地域連携教育推進課長	高校での取組や連携が少ないという御指摘ですが、県立高校においては、こちらの方から直接働きかけることができます。今年度指定校を割り当てて、特色ある取組を実施してもらえようをお願いしている高校等もありますので、そういった学校の好事例を展開していきながら、地元の読書ボランティア団体であるとか、あるいは学校独自の取組であるとかを働きかけていきたいと思っています。
伊 藤 委 員	本園でも、ボランティアで読み聞かせ等の語りの会の方がお見えになって、子どもたちに絵本を読んでいただいています。やはり教育の基礎は、小学校就学前まで、職員が子どもたちに絵本を読んで聞かせるということは一番大事な取組だと思います。これからの探究心をもつためにもその土台となる絵本、いろいろなジャンルの絵本を小学校までに取り揃えていただけたらとても助かると思います。民間保育所や幼稚園等は、予算が限られており、その中でなんとか子どもたちへ絵本を支給させていただいているのですが、まだまだ、無認可の保育所等は、絵本の数が不足しています。そういうところにも目を配っていただけたら助かります。
地域連携教育推進課長	令和6年度から、乳幼児期からの読書活動応援事業というものを実施します。保育所や幼稚園等、予算が少なくて図書の購入ができないところについて、絵本の配達便というものを実施し、数十冊の本をセットにして希望がある園に届けていくという事業を展開していきたいと思っています。そういったことを含めて、すべての子どもたちが絵本に触れる機会を増やしていきたいと考えています。
教 育 長	議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第8号を承認いたします。

教 職 員 課 長

それでは、報告事項に入りたいと思います。  
報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。

来年度実施いたします、令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験について、先日3月15日に実施要項を策定しましたので、その概要を御説明いたします。それでは資料の82ページを御覧ください。

はじめに、1の「(1) 選考区分及び志願区分(校種等)」についてですが、一般選考、障害者を対象とした選考に加え、このたび新設した大学等推薦特別選考とエキスパート人材特別選考等、五つの特別選考を併せて七つの選考区分で実施します。

次に、「(2) 教科(科目等)及び採用見込者数」についてです。定年引上げの関係で今年度末は定年退職者はいませんが、60歳をもって早期に退職する者や欠員補充の人数等を踏まえながら、中長期的な視点に立ってできる限り平準化して算出していますので、例年と大幅な変動はございません。全体では419人程度としており、昨年度の433人程度と比べ、14人少ない人数となっております。校種別、教科別の内訳については、83ページの表にお示ししております。また、今年度、初めて実施した、教員免許を持たない方を対象とした教職チャレンジサポート特別選考につきましては、来年度も実施することとしており、令和8年度又は9年度採用として別途5人程度を見込んでおります。

続いて、2の出願受付期間については、4月15日から5月24日午後5時までとしており、例年より期間を長くとしています。84ページ目にまいりまして、3の選考試験期日については御覧のとおりで例年並みの時期となっております。

続いて、4の選考試験会場についてです。第一次試験においては、例年実施しております山口県内の3会場と、関西会場、東京会場に加えて、九州会場を新設いたしました。第二次試験はこれまでどおり県内4高校で実施します。

5の選考試験内容と、6の選考試験結果の発表についてはお示ししております。次に、7の試験の主な変更点について御説明します。1点目については、先程御説明したとおり、第一次試験において、九州会場を新設しました。来年度の一次試験については、九州地域と試験日が異なっているということもあり、多くの方に併願して受験いただけるものと考えております。

続いて、2点目の大学等推薦特別選考の新設についてですが、こちらは、大学のカリキュラムで実践的指導力等を身につけた優秀な学生を確保することをねらいとしています。

次に、3点目については第一次試験における集団面接の廃止、また4点目については、小学校及び特別支援学校小学部の、第一次試験の教科専門に体育と音楽の内容を追加した上で、第二次試験の体育と音楽の実技を廃止するというものです。

次に、5点目のエキスパート人材特別選考についても新設となりますが、こちらは、今年度まで実施していた社会人特別選考やスポーツ芸術特別選考などの様々な経験や実績を持った方を対象とした特別選

	<p>考を、再編・整理して一本化したものです。</p> <p>6点目の選考に当たっての考慮事項の追加については、中高連携教育の充実を図るため、中学校及び高等学校の普通免許状を所有している場合などを、特に考慮する場合として追加しました。</p> <p>次に、85ページ目にまいりまして、8の実施要項の請求等についてと、9のその他は御覧のとおりです。</p> <p>続いて、10の説明会等についてです。(1)及び(3)にありますとおり、採用試験に向けて、オンラインの説明会や個別相談会を予定しています。また、(2)及び(4)にありますとおり、教員募集に係る動画配信の取組も進めています。特に、(4)については、教職の魅力をPRする、現職教員へのインタビュー動画を新たに作成し、現在配信中です。ぜひ、多くの方々に御覧いただきたいと考えています。以上、これらの様々な広報活動と、試験制度の改善をとおして、引き続き、志願者拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>少し細かいですが2点ほど、大学等推薦特別選考の規模、それは公表されていましてでしょうか。また、小学校の二次試験で体育と音楽の実技は廃止ですが、その長期的な影響等をどのように考えているのか教えてください。</p>
教 職 員 課 長	<p>まず、大学等推薦特別選考ですが、規模等は公表しておりません。県内外の大学を指定して行うというものです。その指定した大学に人数と合わせて通知しております。それから小学校の実技を廃止してというところですが、こちらにつきましては、まず、筆記、教科専門の方に音楽と体育を入れているということ、それから当然ですが、採用してからの研修につきましては、初任者研修等の中で体育、音楽の実技等について何か取り入れて専門性を担保していくということです。以前、水泳の試験がありましたけれども、それを廃止しております。その分初任者研修の中で水泳の実技を入れて、きらら博のプールで研修をしておりますので、そういった形で何か体育、音楽の研修ができればと考えております。</p>
和 泉 委 員	<p>個人的意見ですが、体育の方は何とかそれほど専門性が高なくても大丈夫かなと思っておりますが、音楽はさすがにピアノが弾けないと大丈夫かなと心配しております。そういったところでは教科専門性で中学校とか音楽の先生も入ってくるようになるのだと思いますが、くれぐれも子どもたちが困らないようにしていただきたいと思っております。</p>
教 職 員 課 長	<p>スキルの部分というのはおっしゃるとおりだと思いますので、それを研修だけでというところは難しいのかもしれませんが、当然専科で対応ということも学校によっては考えられるのかもしれませんが、一つは大学の方でもしっかりと見ていただきたいと思っております。</p>

教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。          続いて報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>報告事項3「スクール・ポリシーについて」報告いたします。資料は86ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の概要を御覧ください。スクール・ポリシーとは、県教委が設定したスクール・ミッションを踏まえて、各学校が策定し、学校の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成し、教育活動の継続性を担保するための三つの方針であり、今年度、各学校において、学校運営協議会等での協議を経て、策定、公表をしております。</p> <p>次に、2の期待される効果についてです。スクール・ポリシーを策定することで、「学校において育成をめざす資質・能力を明確化・具体化できる」こと、「スクール・ポリシーを起点としたカリキュラム・マネジメントを通じて、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善ができる」ことなどが期待できると考えています。</p> <p>なお、各学校においては、スクール・ポリシーを学校内だけでなく、学校外でも共有することで、地域等との連携・協働による学校の魅力化・特色化を一層推進することとしています。</p> <p>次に、3の周知の方法についてです。各学校は、学校ウェブサイトや学校要覧等に掲載するとともに、県教委では、高校教育課のウェブサイト「中学生のための学校紹介」に掲載をすることで周知を進めてまいりたいと考えております。それでは、高校教育課のウェブサイトですら実際にどのような形で掲載されるかを、画面を使って紹介したいと思います。こちらの画面を御覧ください。</p> <p>ここでは県内の地域を、東部、中央部、西部、北部に分けています。例えば、県東部というところをクリックすると、県東部の学校名が出てきます。このように、それぞれの学校の名前ですとか、右の方には、ワンペーパーで見れるようになっていたり、学校のウェブページへのリンクが貼ってあったりします。その中に、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを同じように掲載しています。それでは、スクール・ポリシーをいくつか紹介します。</p> <p>岩国高校普通科のスクール・ポリシーです。グラデュエーション・ポリシーは、一つ目の○のように、「予測困難な時代において必要となる、主体性、リーダーシップなどを身に付け、未来に向けて社会の創り手として、自ら学び続け、成長し続ける人材を育成」するとしています。カリキュラム・ポリシーは、四つ目の○のように、「計画的に進路意識を育みながら、希望進路を明確にし、目標に向かって努力できるよう、系統的なキャリア教育・進路指導を行う」こととしています。アドミッション・ポリシーは、一つ目の○のように、「基本的な生活・学習習慣が身に付いており、主体的に学ぶ意欲のある生徒を募集」するとしています。また、同校の理数科については、普通科の内容と同じ内容もありますが、例えば、カリキュラム・ポリシーの四つ目の○のように、「高度な研究活動を行う進路への進学意識を早い段階から醸成するため、1年次から大学の研究に触れる機会を計画的に設けるとともに、論理的思考力やプレゼンテーションの力を育成する課題解決学習を展開」するというように、理数科としての内容を示</p>

	<p>しています。</p> <p>続いて、専門学科ではどのような記述してあるかを紹介します。県北部、萩商工高校の商業に関する学科である「総合ビジネス科、情報デザイン科」のスクール・ポリシーを紹介します。グラデュエーション・ポリシーは、一つ目の○のように、「豊かな人間性とグローバル化時代を拓くコミュニケーション能力を育成」するとしています。次に二つの学科のうちの「総合ビジネス科」のカリキュラム・ポリシーは、「商業に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得に向けて、ビジネスマナー、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を習得するための演習・実習を通じた学びを推進」するとし、アドミッション・ポリシーは、「ビジネス活動に興味・関心をもち、将来産業界の核となって、広く社会で活躍する意欲のある生徒を募集」するとしています。</p> <p>同じ萩商工高校でも、工業に関する学科である機械・土木科、電気・建築科については、商業に関する学科と同じ内容もありますが、二つの学科のうちの機械・土木科のアドミッション・ポリシーは、「ものづくりに興味・関心をもち、機械や土木に関する幅広い知識や技術を身に付けて、広く社会で活躍する意欲のある生徒を募集」するというように、機械・土木科としての内容を示しています。今後、策定したスクール・ポリシーが、学校の特色づくりに資するものとなるよう、取り組んでまいります。以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
木 阪 委 員	<p>先ほどのホームページの学校紹介の中で、地域以外に学校を探すキーワードの種類にはどのようなものがあるのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>一番最初の地図の中からはできないのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>現在は特に設けていませんが、地域で分かりやすく入れるようにしています。</p>
木 阪 委 員	<p>生徒さんが探すときに、地域からも探すと思うのですが、例えば「ものづくり」とか「起業」であるとか、今どきの生徒さんが興味をもちそうなワードから学校を探すとか、そういった機能も今後意味付けをしていってもいいのかなと思いました。</p>
高校教育課長	<p>今、御指摘のあったようなより中学生にとって興味を感じてもらえるようなウェブサイトづくりに努めており、このサイトは現在も改良を進めています。今年度途中からこのような形にしていますが、御指摘を踏まえて更にバージョンアップしていきたいと思えます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のおりとします。</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思えます。 協議事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>

高校教育課長

協議事項1「県立高校の再編整備により設置する新高校について」御協議をお願いいたします。資料は88ページからです。県立高校の再編整備については、令和4年12月に策定した「県立高校再編整備計画 前期実施計画」において、厚狭高校と田部高校の再編統合し、令和7年度に新高校を設置することとしており、これまで、学校の意見などもお聞きしながら、具体的な内容について検討を行ってきたところです。本日は、そのうちの新高校の校名等について、御説明します。88ページを御覧ください。

まず、「1 新高校の校名」を御覧ください。新高校の校名については、学識経験者や学校・地域の関係者等で構成する校名等検討委員会を設置し、この委員会から出された意見を踏まえまして、新高校の所在地をわかりやすく表していること、厚狭高校と田部高校の校訓の意味を持ち合わせ、両校の伝統が継承されていることを表していること、新高校のコンセプトのイメージを表していることを理由として、「山口県立厚狭明進高校」とすることとしました。

「2 スクール・ミッション」についてですが、10月の本会議で御報告したところです。

次に、「3 設置学科・学級数」を御覧ください。新高校の設置学科については、普通科と家庭に関する学科とすること、学級規模については、それぞれ2学級規模とすることは、昨年5月の本会議で御協議いただいたところです。このうち、家庭に関する学科の名称については、家庭に関する学科の学習内容や新高校のコンセプト、学習指導要領が定める目標を分かりやすく示していることを理由として、「生活創造科」としたいと考えています。

次に、「4 教育の特色の方向性」を御覧ください。新高校では、両校の伝統や取組を継承するとともに、さらに発展させた教育活動を展開することとしており、(1)から(4)にお示ししていますように、教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の充実、進路実現に向けたきめ細かな指導の充実などによる、系統的・計画的なキャリア教育の推進、生徒の主体性や他者と協働する力などを育む、学科の枠を越えた教育活動の推進、他校・他学科や地域・社会と連携・協働した探究活動の推進の4点を柱とした教育活動を展開したいと考えています。「学科の特色」にお示ししていますように、普通科においては、「探究的に物事を考え、新たな価値を生み出し、将来を見据えて自らのキャリアがデザインできる人材を育成」することとしており、多様な進路希望に応える選択科目の設定や、進路意識の高揚を図る、3年間を見通した計画的なキャリア教育を推進したいと考えています。生活創造科においては、「家庭に関する専門性を身に付け、他者と協働して地域・社会の生活の質の向上と社会の発展を担う人材を育成」することとしており、家庭科の専門性を高める科目の設定や、生活産業にかかわる将来のスペシャリストを育むキャリア教育を推進したいと考えています。

次に、「5 今後のスケジュール」を御覧ください。令和6年6月定例県議会で山口県立高等学校等条例の改正の手続きを経て、同年11月に山口県立厚狭明進高等学校を設置し、令和7年4月の開校予定です。引き続き、学校とも連携しながら、新高校の設置に向けて、準

	<p>備を進めてまいります。説明は以上です、御協議をお願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から協議事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>現厚狭高校、田部高校の生徒さんたちは必ずしも前向きな生徒さんばかりではないと思います。自分の高校がなくなるわけではないですが、特に田部高校は、名前が入らないですし、いろいろ思うところがあると思います。今年度の入学生が定員に達していないのですが、一緒に統合されることでより魅力的な学校になるよう、これからスクール・ポリシーが作られますが、これについても、本当に子どもたちがこの高校に行きたい、通いたいというようなものを作っていただいて、魅力的な高校になるようにしていただきたいなと思いました。</p>
高校教育課長	<p>これまでの厚狭高校、田部高校の取組を継承できるところは継承して、また新たに発展させて新しくできる厚狭明進高等学校が魅力ある活動を展開できるよう、準備を進めていきます。厚狭高校の生徒、田部高校の生徒がまだ在籍しておりますので、特に校地が厚狭の方にあり、田部高校の生徒が寂しいとかそういう思いになることがないよう、連携した教育活動を考えながら充実したものを作り上げていきたいと考えています。</p>
和 泉 委 員	<p>検討協議会では両校の校長先生やPTAの方や地域の方が参加していろいろ話をしてるんだと思いますが、選定の理由にあるように、厚狭という地名がわかりやすく、それぞれの学校の校訓から一字ずつとった「明進」ということで、イメージも明るい感じがして非常にいい名前だと思っています。一つ確認ですが、生活創造科という学科の名称についても協議会での検討の中でできた名称なのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>校名等検討委員会におきましては、校名に限って御協議いただいたところです。生活創造科については、学校の意見も踏まえながら県教委の方で決定をしたということです。</p>
和 泉 委 員	<p>従来の家庭科よりも更に広いイメージがもてそうな学科名ですので、こちらの方が私としてもいいなと思いました。</p>
教 育 長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和6年4月24日（水）午前9時を予定しております。よろしくをお願いします。</p>